

Total Habilitation System 株式会社

デイサービス グリーン

指定介護予防通所介護相当サービス及び

地域密着型通所介護運営規程

指定介護予防相当サービス及び地域密着型通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 Total Habilitation System 株式会社が実施する指定介護予防通所介護相当サービス及び地域密着型通所介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要支援状態及び要介護状態にある者（以下、「利用者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活に必要な介護及び機能訓練を行う。
- 2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス グリーン
- 二 所在地 長崎県長崎市江川町 68 番 5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名：【機能訓練指導員と兼務】）
管理者は、従業者の管理、事業の利用者申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 3名（常勤3名：【介護職員と兼務】）
生活相談員は、事業計画を作成し、その計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談援助等の生活指導を行う。
- 三 介護職員 3名（生活相談員と兼務）
介護職員は、日常生活に必要な介護を行う。

四 機能訓練指導員 6名（うち1名は管理者と1名は看護師と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

五 看護職員 2名（常勤1名非常勤1名）

※但し、併設の訪問看護ステーションが ①9:00～12:00 ②13:00～16:00 の時間帯で兼務体制を整備する。

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は、毎週月曜日から土曜日とする。但し、12月31日～1月3日は休日とする。

二 営業時間は、月曜日から土曜日を午前8時00分から午後5時00分とする。

但し、上記の営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

三 サービス提供時間 1単位目 9:00～12:00 2単位目 13:00～16:00

（事業の利用定員）

第6条 事業の利用定員は 1単位目 18名 2単位目 18名とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する事業内容を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額、及び当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 機能訓練

四 送迎

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 前各号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。

3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市（野母崎町、旧三和町、土井首町、深堀町、香焼町、小ヶ倉町、戸町）の中学校区域とする。その他の地域については、送迎時間の都合上、要相談とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、事業を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に行うものとする。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うものとする。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し、迅速に対応する。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、Total Habilitation System 株式会社と事業所の管理者の協議のうえ定めるものとする。

(付則) この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年9月1日より一部変更し、施行する。

この規程は、平成28年3月31日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年1月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年6月1日より施行する。

この規程は、令和5年10月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。